

公益財団法人沖縄県農業振興公社 農地中間管理事業関係様式に係る押印・署名の見直しについて

R4.3.28 公益財団法人沖縄県農業振興公社 農地管理課

公益財団法人沖縄県農業振興公社においては、**関係者の負担軽減並びに業務の効率化を図りつつ**、その一方で、**同意や委任等の行為が本人の意思に基づくものであることを担保する**必要があることから、農地中間管理事業に係る様式について、令和4年度から以下のとおり押印及び署名の見直しを行うこととしました。

【押印見直しの方向性】

※自署…自己の氏名を手書きすること。


記名…自己の氏名を手書き（自署）するのではなく、代筆や印刷されたものなどにより氏名を記すこと。


※押印廃止とした様式について、従来どおり押印を取得しても問題はありません。

※署名された申請書等を訂正する場合は、原則として、訂正署名によることとする。

①	権利・義務の取得、喪失及び変更 に係る様式、 本人の意思確認が特に重要 となる様式は、将来のリスク軽減の観点から原則 自署・押印 を求める。 ア. 契約書としての性質を持つ様式（各筆明細、変更協議書、合意解約書） ※実印+印鑑証明を取得する場合は記名押印可。 イ. 同意または委任に係る様式（代表者専任同意書、委任状等） ※自署でない場合は実印+印鑑証明書 を求める。
②	出し手の賃借料振込依頼書 は、契約に基づく請求書の位置づけであることから、 従前どおり押印（認印可） を求める。
③	届出や確認書等、 ①の様式以外で自署・押印を求めていた様式 は、 押印義務を廃止し自署 に改める。
④	一括方式においては押印必須としていた 出し手登録申出書 については、 自署又は押印 に改める。 ※受け手集積計画への同意とする場合においても、自署又は押印で可とする。（参考：R2年3月 改正農地バンク法Q & A ver.4 Q2-23）
⑤	自署の場合でも押印を求めていた 解約申出書、相続済みの賃貸人変更申出書 については、 自署又は押印 に改める。
その他	自署を求める様式においても 法人、団体は記名押印可 とし、 法人の場合は代表者印（丸印）、団体の場合は公印 を求めることとする。

【様式一覧】

 押印廃止

 署名追加

様式			現行		見直しの 方向性	R4年度～		備考
			自署	押印		自署	押印	
契約時	出し手	登録申出書	○	○	④	△	△	自署又は押印
		利用権設定等申出書・集積計画		○	①ア	○	○	署名追加 (実印+印鑑証明を取得する場合は記名押印可)
		集積計画 (立会人欄)	○	○	①ア	○	○	
		賃借料振込依頼書		○	②		○	
		代表者選任同意書兼委任状	○	○	①イ	○	○	自署でない場合は実印+印鑑証明
	受け手	借受申込書	○		-	○		
		集積計画・配分計画		○	①ア	○	○	署名追加
		事前確認	○	○	③	○		押印廃止
	その他	伐開の確認書	○	○	③	○		押印廃止
		現耕作者の確認書	○	○	③	○		押印廃止
構築物設置等の同意書		○	○	①イ	○	○		
解約時	解約申出書		○	⑤	△	△	自署又は押印	
	調整資料	○	○	③	△	△	R4年度からは解約申出書と一本化	
	合意解約書		○	①ア	○	○	署名追加	
	農地法18条6項通知		○	-		○	農業委員会に提出	
集積計画 変更時	変更申出書・協議書		○	①ア	○	○	署名追加	
	市町村への通知		○	-		○	市町村に提出	
相続 発生時	賃貸人変更申出書 (相続済)	○	○	⑤	△	△	自署又は押印	
	代表者選任同意書兼委任状 (未相続)	○	○	①イ	○	○	自署でない場合は実印+印鑑証明	
	相続相関図	○	○	③	○		押印廃止	
その他	委任状 (出し手以外に賃料を振り込む)	○	○	①イ	○	○	自署でない場合は実印+印鑑証明	
	賃料関係各種変更届	○	○	③	○		押印廃止	